

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱

平成15年6月10日 制定  
(財) 地方自治情報センター

(通則)

第1条 (財) 地方自治情報センター(以下「センター」という。)が行う「公的個人認証サービス実証支援事業」の鍵ペア生成装置等整備に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(助成金の目的)

第2条 この助成金は、岐阜県が平成15年度に総務省からの委託を受けて行う「地方公共団体による公的個人認証サービス全国実用試験」(以下「実用試験」という。)において市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要となる鍵ペア生成装置等の整備を支援することを目的とする。

(助成金の対象)

第3条 この助成金の対象は、下記項目の経費(租税公課を含む。)とする。

- (1) 鍵ペア生成装置
- (2) 窓口端末用PC
- (3) 窓口端末プリンタ
- (4) ICカードリーダーライター
- (5) (1)から(4)の機器に係るソフトウェア
- (6) (1)から(5)の機器・ソフトウェアの搬入、据付け、セットアップ、動作確認作業

- 2 前項(1)から(6)の構成(以下「助成対象物」という。)を助成金の交付対象の一の単位とする。
- 3 助成金の交付の範囲は、一市町村につき前項で定めた一の単位とする。ただし、地方自治法第二百五十二条の十九に規定する市(以下「指定都市」という。)にあつては、同第二百五十二条の二十に規定する区につき前項で定めた一の単位とする。
- 4 第1項(1)から(5)の仕様は、公的個人認証サービス都道府県協議会が別途、推奨仕様として定めるとおりとする。

(助成金の交付対象団体)

第4条 助成金の交付対象団体は、原則として市町村とする。

- 2 複数の市町村の助成対象物を代行して整備する市町村協議会(県及び市町村の協議会等も含む。以下「調達協議会」という。)は、市町村に代わり助成金の交付を受けることができる。

(調達協議会が市町村に代わり助成金の交付を受ける場合)

第5条 調達協議会の長は、様式第1号の助成対象審査依頼書を、当該都道府県に係る部署（以下「とりまとめ部署」という。）を通じてセンター理事長に提出する。

2 当該都道府県において、複数の調達協議会が助成金の交付を受ける場合、とりまとめ部署は、前項の助成対象審査依頼書を取りまとめる。

3 第1項の助成対象審査依頼書には、別表第1に掲げる書類を添付する。

(助成対象審査依頼書の審査結果の通知)

第6条 センター理事長は、前条の助成対象審査依頼書に基づき、協議会の目的、事業内容及び組織構成が助成金の交付対象として適当か否かの審査を行い、審査結果を様式第2号の助成対象審査結果により、とりまとめ部署を通じて調達協議会の長に通知する。

(指定都市を除く市町村への助成金の額)

第7条 指定都市を除く市町村への助成金の額は、助成対象物の一の単位を整備した経費とする。

2 助成金の額は、一市町村につき、**630,000**円を限度とする。

(指定都市への助成金の額)

第8条 指定都市への助成金の額は、地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区が、助成対象物の一の単位を整備した経費の合計とする。

2 助成金の額は、同法で規定する区の一につき、**630,000**円を限度とする。

(調達協議会への助成金の額)

第9条 調達協議会への助成金の額は、調達協議会に係る市町村が、助成対象物の一の単位を整備した経費の合計とする。

2 助成金の額は、調達協議会に係る市町村の一につき、**630,000**円を限度とする。

(助成金交付申請書兼支払請求書の提出)

第10条 市町村及び調達協議会の長は、様式第3号の助成金交付申請書兼支払請求書を、とりまとめ部署を通じてセンター理事長に提出する。

2 当該都道府県において、複数の市町村又は複数の調達協議会が助成金の交付を受ける場合、とりまとめ部署は、前項の助成金交付申請書兼支払請求書を取りまとめる。

3 第1項の助成金交付申請書兼支払請求書には、別表第2に掲げる書類を添付する。

(助成金の交付額の決定)

第11条 センター理事長は、前条における助成金交付申請書兼支払請求書に基づき、助成金の交付額を決定する。

2 センター理事長は、助成金の交付額の決定について、様式第4号の助成金決定通知書を、とりまとめ部署を通じて、市町村及び調達協議会の長に対して通知する。

(助成金の支払い)

第12条 センター理事長は、前条の交付額の決定に基づき、市町村及び調達協議会の長に対して、助成金を決定した日から60日以内に助成金を支払う。

(助成対象物の管理)

第13条 市町村及び調達協議会の長は、実用試験の期間中、助成対象物を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿等の整理)

第14条 市町村及び調達協議会の長は、本助成金に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠書類を整えなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、実用試験の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(助成対象物の譲渡)

第15条 調達協議会の長は、実用試験終了後に、助成対象物を調達協議会に係る市町村の長に譲渡できるものとする。

(助成対象物の継続運用)

第16条 助成対象物については、実用試験終了後も、原則として継続運用しなければならない。

(その他)

第17条 助成事業に係るその他の必要な事項は、別に定める。